

# 株式会社マクルウにおける公的研究費の取扱いに関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社マクルウ(以下「当社」という。)における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、補助金、委託費等を財源として当社で扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、当社の社員その他の当社の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は当社の規程、法令並びに競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

## 第2章 運営及び管理体制

### (最高管理責任者)

第4条 当社に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

### (統括管理責任者)

第5条 当社に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、当社全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、必要に応じ、最高管理責任者へ報告しなければならない。

### (コンプライアンス推進責任者)

第6条 当社における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1)社内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、必要に応じ統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2)不正使用の防止を図るため、必要に応じ研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3)研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

### 第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、就業規則等により取り扱うものとする。

### 第4章

研究者等の意識向上等

(行動規範)

第9条 不正使用を防止するため、当社の研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第10条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(研究者等の責務)

第11条 研究者等は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

2 研究者等は、必要に応じ、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。

### 第5章

## 不正使用に係る調査、処分等

### (調査委員会)

第12条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、当社就業規則及び不正使用に係る調査等取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

## 第6章

### 不正使用の防止

#### (防止計画の策定等)

第13条 統括管理責任者は、必要に応じ、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

## 第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

### (執行状況の確認等)

第14条 コンプライアンス推進責任者は、財務会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

### (発注段階での財源の特定)

第15条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

### (取引業者との癒着防止)

第16条 発注又は契約する際は、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

### (検収業務等)

第17条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に伴う検収業務については、研究者が国内で物品の購入等契約を行いかつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、上長による契約の履行事実の確認を受けなければならない。

(出張の確認)

第18条 当社の業務遂行上必要となる出張については、上長等から命令又は依頼を受け、あらかじめ予算責任者又は予算責任者から権限を委任された者の承認を得るものとする。

2 出張終了後は出張報告書、旅費規則等で定められた書類その他の旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第19条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとする。

## 第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第20条 不正使用等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する通報及び情報提供を受け付けに関し、統括管理責任者を窓口とする。

(不正使用等に関する報告)

第21条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

## 第9章 モニタリング等

(監査制度)

第22条 公的研究費の適正な管理のため、必要に応じ、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

## 第10章

その他(細則等への委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成28年5月2日から施行する。